

第四期特定健康診査等実施計画

倉庫業健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 22 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	(1) 被保険者の健診実施率は90%を超えたが、被扶養者の実施率が36%前後と低く推移している (2) 健保組合全体と比較して実施率は若干低い	➔ (1) 事業主へ被保険者健診結果の情報提供を依頼 (2) 被扶養者については健診未受診者への受診勧奨
No.2	(1) 特定保健指導実施率の向上 (2) メタボリックシンドローム該当者、特定保健指導対象者の減少率が健保全体と比較して低い	➔ (1) 特定保健指導を受けやすい環境・体制の整備 (2) 特定保健指導の経年対象者への対策 (3) 被扶養者の実施率向上
No.3	(1) 1人当たりの医療費は、被保険者、被扶養者ともに「歯科」が一番高い (2) 1人当たりの医療費は加齢とともに増加している	➔ (1) 歯周病・かぜ・インフルエンザ対策 (2) 前期高齢者医療費低減に向けた対策 (3) がんに係る医療費の抑制および早期発見のためがん検診の周知
No.4	(1) 生活習慣病の「糖尿病」、「高血圧症」の1人当たり医療費は被保険者・被扶養者ともに上位に占め、健保全体と比較しても高い (2) 「人工透析」に係る1人当たり医療費は、健保全体と比較して高い	➔ (1) 生活習慣病予防のため特定保健指導の実施率向上を図る (2) 糖尿病、高血圧症の重症化予防の実施
No.5	(1) がんにかかる医療費は、男性では「消化器」、「呼吸器」が上位を占め50歳代から増加傾向にある (2) 女性では「乳房」、「消化器」が上位を占め30歳代の若年層から増加傾向ある	➔ (1) 健診受診率の向上により早期発見、治療を目指すことが必要
No.6	(1) 喫煙率が男女とも全国平均を大幅に上回っている	➔ (1) 禁煙への啓発と禁煙のきっかけづくり (2) 喫煙、受動喫煙による健康被害の周知
No.7	(1) 1人当たりの薬剤費は、健保全体と比較して高い	➔ (1) 後発医薬品の促進
No.8	(1) メンタル疾患の休業は長期間	➔ (1) 加入員のストレスの早期対応と心身状態の悪化を緩和する対策 (2) 機関誌を利用してメンタル対策の情報提供

基本的な考え方（任意）
<p>1. 日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しており、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症等は生活習慣の改善により予防可能であるとの考え方を基本としている。</p> <p>2. 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。</p> <p>3. 特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	特定健診	対応する健康課題番号	No.1, No.2, No.6																																
↓																																			
事業の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">対象</td> <td style="padding: 5px;">対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">方法</td> <td style="padding: 5px;">事業主と共同実施 健診案内の事業所への一括送付 (被扶養者については、事業主の協力により、被保険者を通じて対象被扶養者へ案内を送付) 被扶養者への受診勧奨は個人宅へ送付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">体制</td> <td style="padding: 5px;">東振協、健保連と集合契約を締結</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者	方法	事業主と共同実施 健診案内の事業所への一括送付 (被扶養者については、事業主の協力により、被保険者を通じて対象被扶養者へ案内を送付) 被扶養者への受診勧奨は個人宅へ送付	体制	東振協、健保連と集合契約を締結	事業目標 特定健診の実施率を上げて、健康状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る																											
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者																																		
方法	事業主と共同実施 健診案内の事業所への一括送付 (被扶養者については、事業主の協力により、被保険者を通じて対象被扶養者へ案内を送付) 被扶養者への受診勧奨は個人宅へ送付																																		
体制	東振協、健保連と集合契約を締結																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">評価指標</td> <td style="padding: 5px;">アウトカム指標</td> <td style="padding: 5px;">R6年度</td> <td style="padding: 5px;">R7年度</td> <td style="padding: 5px;">R8年度</td> <td style="padding: 5px;">R9年度</td> <td style="padding: 5px;">R10年度</td> <td style="padding: 5px;">R11年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">内臓脂肪症候群該当者割合</td> <td style="padding: 5px;">17.8%</td> <td style="padding: 5px;">17.6%</td> <td style="padding: 5px;">17.4%</td> <td style="padding: 5px;">17.2%</td> <td style="padding: 5px;">17.0%</td> <td style="padding: 5px;">16.8%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">アウトプット指標</td> <td style="padding: 5px;">R6年度</td> <td style="padding: 5px;">R7年度</td> <td style="padding: 5px;">R8年度</td> <td style="padding: 5px;">R9年度</td> <td style="padding: 5px;">R10年度</td> <td style="padding: 5px;">R11年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">特定健診実施率</td> <td style="padding: 5px;">80%</td> <td style="padding: 5px;">81.0%</td> <td style="padding: 5px;">82.0%</td> <td style="padding: 5px;">83.0%</td> <td style="padding: 5px;">84.0%</td> <td style="padding: 5px;">85.0%</td> </tr> </table>		評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		内臓脂肪症候群該当者割合	17.8%	17.6%	17.4%	17.2%	17.0%	16.8%		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		特定健診実施率	80%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%		
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																												
	内臓脂肪症候群該当者割合	17.8%	17.6%	17.4%	17.2%	17.0%	16.8%																												
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																												
	特定健診実施率	80%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%																												
実施計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">R6年度</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">R7年度</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">R8年度</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">R9年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨</td> <td style="padding: 5px;">・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨</td> <td style="padding: 5px;">・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・50～54歳代の未受診被扶養者への受診勧奨</td> <td style="padding: 5px;">・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">R9年度</td> <td style="padding: 5px;">R10年度</td> <td style="padding: 5px;">R11年度</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨</td> <td style="padding: 5px;">・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・60～64歳代の未受診被扶養者への受診勧奨</td> <td style="padding: 5px;">・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・65～69歳代の未受診被扶養者への受診勧奨</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・50～54歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	R9年度	R10年度	R11年度		・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・60～64歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・65～69歳代の未受診被扶養者への受診勧奨																	
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度																																
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・50～54歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨																																
R9年度	R10年度	R11年度																																	
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・60～64歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・65～69歳代の未受診被扶養者への受診勧奨																																	

2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.2, No.4, No.6



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者	特定保健指導の実施率を上げることで特定保健指導対象者の割合の減少を目指す							
方法	年1回、9～3月に事業所に対象者一覧（兼調査票）を送付し、健保事務担当者に参加者のとりまとを依頼 事業所訪問面談およびICT（タブレット等）によるオンライン面談を実施	評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	保健指導の全国展開が可能な委託先4社と健診機関との連携（13機関）と契約 委託先業者、健診機関、組合管理栄養士による保健指導を実施	特定保健指導対象者割合の減少	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		特定保健指導実施率		15.0%	18.0%	21.0%	24.0%	27.0%	30.0%
実施計画									
R6年度	R7年度	R8年度							
・実施通知の見直し・健診機関との連携先を検討・特定保健指導対象者（被扶養者）への通知を実施	・健診機関との連携先を検討・特定保健指導対象者（被扶養者）への通知を実施	・健診機関との連携先を検討・特定保健指導対象者（被扶養者）への通知を実施							
R9年度	R10年度	R11年度							
・健診機関との連携先を検討・特定保健指導対象者（被扶養者）への通知を実施	・健診機関との連携先を検討・特定保健指導対象者（被扶養者）への通知を実施	・健診機関との連携先を検討・特定保健指導対象者（被扶養者）への通知を実施							

3 事業名 簡易生活習慣病健診

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.4, No.6



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：加入者全員	健診の実施率を上げて、健康状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る							
方法	事業所に健診案内を送付。事業所から受診申込書を提出	評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	被保険者の健診は事業主との共同実施（法定健診） 健診機関：東振協・独自契約により実施 事業所巡回による健診を実施	内臓脂肪症候群該当者割合	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		実施率		80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
実施計画									
R6年度	R7年度	R8年度							
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・50～54歳代の未受診被扶養者への受診勧奨							
R9年度	R10年度	R11年度							
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・60～64歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・65～69歳代の未受診被扶養者への受診勧奨							

4 事業名 人間ドック

対応する健康課題番号 No.1, No.4, No.5, No.6, No.2



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者	健診の実施率を上げて、健康状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る							
方法	事業所に健診案内を送付。事業所から受診申込書を提出	評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	被保険者の健診は事業主との共同実施（法定健診） 健診機関：健保連・東振協・独自契約により実施	内臓脂肪症候群該当者割合	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		実施率		80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
実施計画									
R6年度	R7年度	R8年度							
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・50～54歳代の未受診被扶養者への受診勧奨							
R9年度	R10年度	R11年度							
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・60～64歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・65～69歳代の未受診被扶養者への受診勧奨							

5 事業名

生活習慣病健診

対応する
健康課題番号

No.1, No.4, No.5, No.6, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	事業所に健診案内を送付。事業所から受診申込書を提出
体制	被保険者の健診は事業主との共同実施（法定健診） 健診機関：東振協・独自契約により実施

事業目標

健診の実施率を上げて、健康状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群該当者割合	17.8%	17.6%	17.4%	17.2%	17.0%	16.8%
アウトプット指標						
実施率	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・50～54歳代の未受診被扶養者への受診勧奨
R9年度	R10年度	R11年度
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・60～64歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・65～69歳代の未受診被扶養者への受診勧奨

6 事業名

婦人生活習慣病

対応する
健康課題番号

No.1, No.4, No.5, No.6, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	事業所に健診案内を送付。事業所から受診申込書を提出
体制	被保険者の健診は事業主との共同実施（法定健診） 健診機関：東振協・独自契約により実施

事業目標

健診の実施率を上げて、健康状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群該当者割合	17.8%	17.6%	17.4%	17.2%	17.0%	16.8%
アウトプット指標						
実施率	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・50～54歳代の未受診被扶養者への受診勧奨
R9年度	R10年度	R11年度
・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・55～59歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・60～64歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	・組合の健診利用のない事業所へ、被保険者健診結果の情報提供の依頼文書送付・65～69歳代の未受診被扶養者への受診勧奨

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	15,280 / 19,100 = 80.0 %	15,471 / 19,100 = 81.0 %	15,662 / 19,100 = 82.0 %	15,853 / 19,100 = 83.0 %	16,044 / 19,100 = 84.0 %	16,235 / 19,100 = 85.0 %
		被保険者	13,650 / 15,000 = 91.0 %	13,725 / 15,000 = 91.5 %	13,800 / 15,000 = 92.0 %	13,875 / 15,000 = 92.5 %	13,950 / 15,000 = 93.0 %	14,025 / 15,000 = 93.5 %
		被扶養者 ※3	1,630 / 4,100 = 39.8 %	1,746 / 4,100 = 42.6 %	1,862 / 4,100 = 45.4 %	1,978 / 4,100 = 48.2 %	2,094 / 4,100 = 51.1 %	2,210 / 4,100 = 53.9 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	513 / 3,420 = 15.0 %	610 / 3,390 = 18.0 %	705 / 3,360 = 21.0 %	800 / 3,330 = 24.0 %	890 / 3,300 = 27.0 %	975 / 3,250 = 30.0 %
		動機付け支援	213 / 1,270 = 16.8 %	280 / 1,260 = 22.2 %	315 / 1,250 = 25.2 %	350 / 1,240 = 28.2 %	400 / 1,230 = 32.5 %	435 / 1,210 = 36.0 %
		積極的支援	300 / 2,150 = 14.0 %	330 / 2,130 = 15.5 %	390 / 2,110 = 18.5 %	450 / 2,090 = 21.5 %	490 / 2,070 = 23.7 %	540 / 2,040 = 26.5 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-

特定健康診査等の実施方法（任意）
-

個人情報の保護
(1) 当組合が定める「倉庫業健康保険組合個人情報保護管理協定」を遵守する。 (2) 当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 (3) 当組合のデータ管理総括責任者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合で特定健診・特定保健指導を担当する職員に限る。 (4) 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を組合ホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
1. 特定保健指導に係る人材育成・確保 当組合に所属する管理栄養士・保健事業課職員等については、特定健診・特定保健指導の実践養成のための研修に随時参加させる。